

行動計画の改定に向けた検討（案）

行動計画策定（平成 29 年 7 月）以降の災害廃棄物処理に係る動向を踏まえ、今後、改定を進める。

災害廃棄物対策指針の改定、今年度に起きた災害への対応、今年度の協議会における検討結果などを踏まえ、記載内容の点検を行うものである。

図表 1 行動計画の改定に向けた検討の方向性

1. 災害廃棄物対策指針の改定への対応

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
・指針の改定に合わせた表現の変更が必要	・指針の改定年月日の修正 ⇒災害廃棄物対策指針（改定、平成 30 年 3 月）	(p1) I. 1. 背景 本文 6 行目 ほか該当部分を修正
	・表現の修正 ⇒「片づけごみ」を「片付けごみ」に修正	(p18) III. 2. 2.2 (1) 市町村の役割 ほか該当部分を修正
	・表現の修正 ⇒「水産廃棄物」を「腐敗性廃棄物」に修正	(p27) IV. 3. 緊急性の高い災害廃棄物等の処理

2. 今年度に起きた災害への対応

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
・想定災害の事例の追記が必要	・災害事例の追記 ⇒平成 30 年の諸災害の発生状況の追記 ⇒平成 30 年台風第 21 号の被害状況、災害廃棄物発生量の追記	(p1) I. 1. 背景に追記 (p9~11) II. 3. 大規模風水害 (3) 以降に表追記
・住民への適切な広報が必要	・生活ごみ、片付けごみのほか、「避難所ごみ」を追記 ⇒「避難所ごみ」の追記	(p18) III. 2. 2.2 (1) 市町村の役割 の該当部分を修正
	・被災市町村の主な役割に住民への広報を追記 ⇒「住民等へ災害時の廃棄物処理の啓発・広報窓口の確保」などと追記	(p25) IV. 2. (1) 被災市町村の主な役割
・施設・資機材の確保が必要	・市町村、府県、国とレンタル事業者団体との協定の重複を回避 ⇒「府県がレンタル事業者と広域的な協定を締結し、府県内市町村の資機材確保の調整・支援」などと追記	(p19) III. 3. (2) 府県・国の役割 に追記
・構成員への継続した情報発信による情報の共有が必要	・「散乱・路上堆積・集積所の閉塞等をしている災害廃棄物の撤去等、緊急的に行うべき事項の把握」に関して情報の共有を追記 ⇒「～把握及び情報の共有」などと追記	(p25) IV. 2. (1) (2) (3) 被災市町村・府県・国の主な役割
	・災害廃棄物処理体制の確立に係る情報の発信を追記 ⇒「構成員に対して継続的に情報を発信」などと追記	(p25) IV. 2. (4) 国の主な役割
・避難所ごみ等は収集運搬と処理だけでなく、集積方法の対応が必要	・「集積方法」を追記 ⇒ (p27) 「(3) ～ (5) 避難所ごみ、生活ごみ、片付けごみ等の集積方法、収集運搬、処理」と修正 ⇒ (p28) (1) 「避難所ごみ、生活ごみ、片付けごみの集積方法、収集運搬体制・処理体制の確立、広報」と修正	(p27) IV. 3. 図 4-3 緊急性の高い災害廃棄物等の処理に向けた手順、

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪北部地震等でボランティアとの連携が課題 ・指針改定でも社協・ボランティアとの連携が強調、 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉協議会・ボランティアとの連携調整」を追記 ⇒ (p27)「④社会福祉協議会・ボランティアとの連携調整を追記 	<p>(p27) IV. 3. 図 4-3 緊急性の高い災害廃棄物等の処理に向けた手順に追記</p> <p>(p29) 表 4-3 表中 項目 66②片付けごみ対策の実施の被災府県、被災市町村にも追記</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模風水害時の片付けごみの発生量推計方法の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討課題を修正 ⇒「大規模風水害による災害廃棄物発生量、片付けごみ発生量等の推計」などと修正 	<p>(p40) (参考資料 3: 今後の検討課題例) 第 II 章 関連 を修正・追記</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応実績を踏まえた受援、応援方法の具体的検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討課題を修正 ⇒「近畿ブロックと他の地域ブロック間における、具体的な受援／応援の方法(マニュアルの作成)」などと修正 	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の円滑な実行計画策定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討課題を修正 ⇒「災害廃棄物実行計画の事例収集・作成項目の検討」などと追記 	
<ul style="list-style-type: none"> ・フェニックスセンターのBCP作成及び災害廃棄物の受入方針の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討課題に追記 ⇒「大規模災害の発災後における大阪湾広域臨海環境整備センターの業務継続計画(BCP)検討等」などと追記 	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応時の受援の役割分担の具体化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村職員と応援者との役割分担を明確にしたマニュアルの作成」などと追記 	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の実務経験者が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害廃棄物処理の実務を経験したことがある者や、災害時処理困難物の処理技術に関する専門的な知見を有する者をリストアップ」などと追記 	

3. 今年度の協議会における検討結果

(1) 災害廃棄物の調査

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ○処理計画策定状況 ・近畿圏内市町村の災害廃棄物処理計画策定率がまだまだ低く(H29年度5割未満)、策定の促進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と府県が小規模自治体の処理計画策定を ⇒「府県と協力し、廃棄物担当職員が少ない市町村の計画策定を支援」などと追記 	<p>(p20) III. 4. (3) 国の役割 に追記</p>

(2) 南海トラフ巨大地震ケーススタディ

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・近畿ブロックでは、南海トラフより被害が大きい可能性のある上町断層帯地震のケーススタディー 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模災害のケーススタディとして上町断層帯地震の実施を検討」などと追記 ・「災害時処理困難物の扱い、必要な仮置場・他ブロックとの連携を含めたケーススタディーの検討」などと追記 	<p>(p40) (参考資料 3: 今後の検討課題例) 第 II 章 関連</p>

(3) 情報伝達訓練

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
・ 応援要請のマッチングは国、府県の役割分担の明記が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は広域の調整支援を行う旨を追記 ⇒「府県域をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整」などと追記 ・ 標準的な手順に、国は府県をまたぐ広域的な調整、府県は府県内の調整と明記 ⇒「プッシュ型支援（被災自治体からの具体的な要請を待たずに、被災地に人員・資機材を派遣する支援）に係る検討（国と府県の適切な役割分担）」などと修正 	<p>(p28) IV. 3. (4) 国の主な役割 を修正</p> <p>(p29) 表 4-3 表中 項目 49, 54, 60 の応援府県、国の役割分担 を修正、66 にも同様の追記</p>
・ 情報伝達の様式修正が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の検討課題における「参考資料の充実」の様式に係る課題を変更 ⇒「関係者へ報告する際の様式を訓練結果などを踏まえて適宜修正」などと修正 	<p>(p40) (参考資料 3: 今後の検討課題例) その他</p>

4. その他の動向

課題	検討の方向性	行動計画の該当箇所
・ 協議会構成員の時点修正が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな構成員、オブザーバー参加者の追記 ⇒八尾市、明石市、鳥取県、徳島県の追記 	<p>(p2) I. 2. 近畿ブロック協議会の役割 表 1-1</p>
・ 主な協定の時点修正の確認が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定の確認と追記 ⇒平成 29 年 7 月以降に新たに締結した広域的な協定があれば追記 	<p>(p22) IV. 1. (2) 表 4-1 近畿ブロックの地方公共団体等による主な協定</p>
・ 表記事項の整合が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図 4-3 の表記と、表 4-3 の表記の整合 ・ 避難所ごみ、生活ごみ、片付けごみの処理方針等の検討に「収集運搬」を追記 ⇒「避難所ごみの収集運搬、処理方針、分別方針の確認」など「収集運搬」を追記。生活ごみ、片付けごみについても同様に追記 	<p>(p29) 標準的な手順 (2. 緊急性の高い災害廃棄物等の処理) の表中 (3) ①、(4) ①、(5) ① に追記</p>
・ 表現の修正が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理手順に合わせて修正 ⇒「(7) 災害廃棄物の分別・再資源化・処理」に修正。ほかも同様に修正 ⇒ (p32) (4) 「再資源化・処理の協力可能性のあるブロック内の事業者の選定、協力依頼」に修正 ⇒ (p40) (参考資料 3: 今後の検討課題例) その他「～再資源化関連施設、災害時処理困難物処理施設、～」に修正 	<p>(p31) IV. 4. 図 4-4 本格的な災害廃棄物の処理に向けた手順 ほかを修正</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態に合わせて指針と同様の表現に修正 ⇒「可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施」に修正。(2) 被災府県の主な役割 の同箇所も修正 	<p>(p31) IV. 4. (1) 被災市町村の主な役割 ほか追記</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現を統一（図上訓練→図上演習） ⇒「図上演習等を通じた、～」 	<p>(p40) (参考資料 3: 今後の検討課題例) 第IV章 関連</p>

参考) 近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 (平成 29 年 7 月) の目次

I. 行動計画の目的 1. 背景 2. 近畿ブロック協議会の役割 3. 行動計画の位置づけ II. 近畿ブロックで想定される大規模災害 1. 南海トラフ巨大地震 2. 直下型地震 3. 大規模風水害	III 平常時の大規模災害への備え 1. 連携の強化・情報の共有 2. 研修等による意識の向上 3. 廃棄物処理に係る施設・資機材等の整備 4. 災害廃棄物処理計画等の策定 IV. 大規模災害時の対応 1. 基本的な考え方 2. 災害廃棄物処理体制の確立 3. 緊急性の高い災害廃棄物処理等の処理 4. 本格的な災害廃棄物の処理 V. 行動計画の見直し
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※網掛け下線部分…見直し箇所

(参考資料3 : 今後の検討課題例)

行動計画策定 (平成 29 年 7 月) 以降の災害廃棄物対策指針の改定 (平成 30 年 3 月)、平成 30 年台風第 21 号による災害などの課題、ブロック協議会実施の各種調査の検討結果等を踏まえると、行動計画の見直しにあたり、今後、以下について検討することが考えられる。

一方で、以下に限らず、近畿ブロック協議会構成員が、様々な観点から不断の点検を行うことが重要である。

第Ⅱ章 関連	○近畿ブロックの特性を踏まえた大規模災害のケーススタディ (災害シナリオを設定の上、災害廃棄物発生量・必要な仮置場・既存施設の処理可能量・処理年数の推計、災害時処理困難物の扱い・災害廃棄物の運搬手段・運搬ルートの例示、 <u>上町断層帯地震のケーススタディ実施の検討</u> 、 <u>災害時処理困難物の扱い</u> 、 <u>必要な仮置場・他ブロックとの連携を含めたケーススタディ実施の検討</u> 等)
	○大規模風水害による災害廃棄物発生量、 <u>片付けごみ発生量</u> 等の推計
第Ⅲ、Ⅳ章 関連	○近畿ブロックと他の地域ブロック間における、具体的な受援／応援の方法 (<u>マニュアルの作成</u>)
	○D. Waste-Netへの具体的な要請事項
	○住民に対する効果的な啓発・広報の方法
	○ <u>災害廃棄物実行計画の事例収集・作成項目の検討</u>
第Ⅳ章 関連	○大規模災害時の廃棄物処理における、関係者の役割の明確化・具体化
	○ <u>図上演習</u> 等を通じた、標準的な大規模災害廃棄物の処理の手順の精査
	○ <u>市町村職員と応援者との役割分担を明確にしたマニュアルの作成</u>
	○ <u>災害廃棄物処理の実務を経験したことがある者や、災害時処理困難物の処理技術に関する専門的な知見を有する者をリストアップ</u>
その他	○参考資料の充実 (災害に係る協定、関係者へ報告する際の様式 (<u>関係者へ報告する際の様式を訓練結果などを踏まえて適宜修正</u>)、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設 (簡易トイレを含む)、リサイクル関連施設、災害時処理困難物処理施設、仮置場 等に関する情報、 <u>大規模災害の発災後における大阪湾広域臨海環境整備センターの業務継続計画 (BCP) 検討</u> 等)